

一般社団法人日本車いすテニス協会

報奨金規程

(総則)

第1条 本規程は、一般社団法人日本車いすテニス協会（以下、「本協会」という）における報奨金制度を規定したものである。

(報奨金の支給)

第2条 本協会は、パラリンピック競技大会およびアジアパラ競技大会にてメダル獲得という優秀な成績を収めた選手に対し、報奨金を支給する。ただし、報奨金の付与については、各競技大会開催年度の最初の理事会により決定するものとする。

(適用対象者)

第3条 この規定は、本協会会員であるすべての選手に適用する。

(報奨金の金額)

第4条 報奨金の金額は、別途表1に定める。

(支給日)

第5条 報奨金の支給日は、各競技大会閉会後の翌月末日とする。

(支給方法)

第6条 報奨金は、本人口座へ振り込むものとする。

(改廃)

第7条 本規程を改廃するときは、理事会の議決を得なければならない。

(雑則)

第8条 本規程に定めのない事項については、理事会に諮って別に定める。

附 則

(I) 本規程は、令和2年4月1日から施行する。

表 1

【報奨金の金額】（一人当たり、単位：万円） *報奨金原資は本協会特別活動費とする。

パラリンピック競技大会（男子、女子、クアード各クラス）

シングルス ダブルス

金	30	15
銀	20	10
銅	10	5

アジアパラ競技大会（男子、女子、クアード各クラス）

シングルス ダブルス

金	15	8
銀	10	5
銅	5	3